

○富山市農村環境改善センター等条例施行規則

平成17年4月1日
富山市規則第182号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市農村環境改善センター等条例(平成17年条例第205号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者は、富山市農村環境改善センター等施設使用承認申請書(様式第1号)を市長(条例第4条の2に規定する指定管理者管理施設にあっては、同条に規定する指定管理者。第2項ただし書、次条から第5条まで及び第9条において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。))

(使用の承認)

第3条 市長は、施設の使用を承認したときは、富山市農村環境改善センター等施設使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第7条第1項の規定により施設の使用の承認を取り消したときは、市長は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免の額は、次に定めるところによる。ただし、施設の利用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、減免しない。

(1) 市が主催するとき。 全額

(2) 市が共催するとき。 50パーセント相当額

(3) 市が後援するとき。 30パーセント相当額

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。 50パーセント相当額以内

2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市農村環境改善センター等施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に定めるところによる。

(1) 条例第10条第1号に該当するとき。 全額(2) 条例第10条第2号に該当するとき。 70パーセント相当額(3) 条例第10条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市農村環境改善センター等施設還付申請書に使用料領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第8条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。

(4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第9条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 [この規則](#)の施行の日の前日までに、合併前の富山市農業構造改善センター等条例施行規則(昭和57年富山市規則第13号)、大山町農村環境改善センター条例施行規則(昭和55年大山町規則第11号)、八尾町農村環境改善センター条例施行規則(昭和60年八尾町規則第257号)、八尾町多目的集会施設等管理運営規則(昭和55年八尾町規則第179号)、八尾町交流促進施設管理運営規則(平成10年八尾町規則第12号)、婦中町農村環境改善センター管理運営規則(平成10年婦中町規則第24号)又は婦中町朝日地域農業再編センター管理運営規則(昭和59年婦中町規則第4号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ[この規則](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日富山市規則第307号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日富山市規則第59号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日富山市規則第33号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日富山市規則第40号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第2条関係\)](#)

様式第1号(第2条関係)

富山市農村環境改善センター等施設使用承認申請書

年 月 日

(あて先)

住所又は所在地

氏名又は名称

電 話

次のとおり施設を使用したいので申請します。

センターの区分	1 富山市水橋東部農村地域交流センター 2 富山市大山農村環境改善センター 3 富山市八尾農村環境改善センター 4 富山市婦中農村環境改善センター 5 富山市朝日地域農業再編センター 6 富山市八尾パインパーク 7 富山市八尾サンパーク 8 富山市大長谷交流センター 9 富山市黒瀬谷交流センター
使用 期 日	年 月 日
使用 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
使用 施 設	
参 集 人 員	
摘 要 (会議の内容)	

[様式第2号\(第3条関係\)](#)

様式第2号(第3条関係)

富山市農村環境改善センター等施設使用承認書

第 号
年 月 日

様

年 月 日付で申請のありました施設の使用については、次のとおり承認します。

センターの区分	1 富山市水橋東部農村地域交流センター 2 富山市大山農村環境改善センター 3 富山市八尾農村環境改善センター 4 富山市婦中農村環境改善センター 5 富山市朝日地域農業再編センター 6 富山市八尾パインパーク 7 富山市八尾サンパーク 8 富山市大長谷交流センター 9 富山市黒瀬谷交流センター
使用期日	年 月 日
使用時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
使用施設	